

第 3 章 保 安 機 関

1. 保安機関の認定（法第 29 条第 2 項）

提出書類

- | | |
|--|-------|
| ① 保安機関認定申請書 ----- | 様式 19 |
| ② 保安業務計画書 ----- | 様式 20 |
| ③ 事業所の案内図 | |
| ④ 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面 | |
| ⑤ 定款（法人の場合） | |
| ⑥ 登記簿抄本（法人の場合） | |
| ⑦ 役員又は規則第 33 条に定める構成員の構成を説明した書面（法人の場合） | |
| ⑧ 損害賠償能力を証する書面 | |
| a. 全国エルピーガス保安共済事業団による付保証明 | |
| ・ L P ガス業者賠償責任保険の場合 ----- | 様式 21 |
| ・ L P ガス受託認定保安機関賠償責任保険の場合 ----- | 様式 22 |
| b. a 以外の場合 ----- | 様式 23 |
| ⑨ 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面 ----- | 様式 24 |
| ⑩ 欠格事由非該当誓約書 | |
| a. 個人の場合 ----- | 様式 25 |
| b. 法人の場合 ----- | 様式 26 |
| ⑪ 役員及び構成員の構成を説明した書面（法人の場合） ----- | 様式 27 |
| ⑫ 保安業務委託販売所 ----- | 様式 28 |
| ⑬ 保安業務に従事する資格者の資格及び数 ----- | 様式 29 |
| ⑭ 必要保安業務資格者算定表（1） ----- | 様式 30 |
| ⑮ 必要保安業務資格者算定表（2） ----- | 様式 31 |
| ⑯ 保安業務用機器保有数算定表（1） ----- | 様式 32 |
| ⑰ 保安業務用機器保有数算定表（2） ----- | 様式 33 |
| ⑱ 保安業務用機器保有数算定表（3） ----- | 様式 34 |
| ⑲ 保安業務資格者の免状等の写し | |
| ⑳ 手数料 | |

留意事項

保安業務を行おうとする者は、規則で定める保安業務の区分に従い、認定を受けなければなりません。

- ① 申請先は、保安業務の委託契約が締結される相手方たる販売事業者の「販売所」の所在地によって決定されます。保安機関の「事業所」の所在地によって決定されるものではありません。

<例>

保安業務の委託	主たる事業所が権限移譲を受けている市町村	主たる事業所が権限移譲を受けていない市町村
岐阜県内の1つの市町村内の販売店から保安業務を受託する	市町村	振興局
岐阜県内の2以上の市町村内の販売所から保安業務を受託する	振興局(※)	
岐阜県と愛知県にある販売所から保安業務を受託する	中部近畿産業保安監督部	
岐阜県と長野県にある販売所から保安業務を受託する	経済産業省	

※ 但し、平成22年4月1日現在、岐阜振興局・西濃振興局揖斐事務所・中濃振興局中濃事務所管内については、岐阜県消防課。

- ② 一般消費者等の数は必ずしも現に販売契約をしている一般消費者等の数とする必要はなく、申請後に保安業務を実施する予定の数、又は、保安業務資格者等の数から算定した実施可能な数としても構いません。
- ③ 事業所が複数ある場合は、保安機関認定申請書（様式19）の「1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地」欄に、主となる事業所にはその旨を明記してください。また、全ての事業所について電話番号を記載してください。
- ④ 緊急時連絡の認定を受けない場合で、一般消費者等の数が全ての業務区分において1, 200戸以下の場合は、提出書類⑭～⑱は不要です。
- ⑤ 保安業務区分を追加する場合、保安業務計画書には以前認定を受けた保安業務に係る内容も記載してください。
- ⑥ 提出書類④の「事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面」は、事業所から原則として30分以内で到着できる範囲を色鉛筆、マーカー等により線引きを行い、範囲を明示した図面としてください。なお、緊急時対応を行う場合のみ必要です。
- ⑦ 提出書類⑦の「役員又は規則第33条に定める構成員の構成を説明した書面」とは、役員名簿、社員名簿、組合員名簿、大口の株主リスト等です。
- ⑧ 全国エルピーガス保安共済事業団による付保証明は、事業者及びその業務の内容により、次のとおり提出してください。
- 液化石油ガス販売事業者が、自らの販売先でのみ保安業務を行う場合（他の液化石油ガス販売事業者から委託を受けて行う保安業務の対象消費者戸数が100戸に満たない場合を含む。）は、様式21による。
 - 液化石油ガス販売事業者が、自らの販売先で保安業務を行うと共に、他の液化石油ガス販売事業者から委託を受けて保安業務を行う場合は、様式21及び様式22による。
 - 液化石油ガス販売事業者以外の業者が保安業務を行う場合は、様式22による。
- 様式23の書類には、損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款（その他これに類するもの）並びに保険料領収書の写しを添付してください。

なお、様式 2 1 及び様式 2 2 は、(社)岐阜県エルピーガス協会が発行しますので、協会にお問い合わせください。

- ⑨ 役員とは、業務を行う者をいい、業務の監査にあたる者は含みません。
(例：代表取締役、常務取締役、取締役、業務執行社員、理事長、理事)
- ⑩ 「保安業務用機器の保有状況、作動状況が適正」とは次の場合をいいます。

○ 共通事項

ア. 作動状況の確認

電源スイッチのあるものは正常に起動する、吸引式一酸化炭素測定器は正常に吸引できることなど正常に作動すること。

イ. 検査・点検状況の確認

確認内容は、該当する機器ごとに下記に記載するが、検査・点検が行われていない場合は、正常に作動することが確認できても不可とする。

ウ. 専有状況の確認

保安業務用機器は必要なときに常に使用できる状態にある(専有している)必要がある。

a. 自記圧力計・マンメータ

ア. 個数の確認

イ. メーカーの検査表の確認 (新品または修理後の場合のみ)

ウ. 比較検査の確認

次の方法により比較検査が行われていること。直近 1 回について検査日及び検査記録が確認できること。

(機械式自記圧力計)

6ヶ月ごとのマンメータ又はこれと同等以上の精度を有する圧力計との比較検査

(電気式ダイヤフラム式自記圧力計)

12ヶ月ごとのマンメータ又はこれと同等以上の精度を有する圧力計との比較検査

エ. 予備電池の確認

b. ガス検知器

ア. 個数の確認

イ. 点検状況の確認

確認日から 1 年以内にメーカー又は(社)岐阜県エルピーガス協会の検査、点検を受け、検査済ラベルが貼付されていること。

なお、1 年以内に新品を購入した場合であっても、製造年月から 1 年以上経過しているものは、検査、点検を受けている必要があります。

ウ. 零点の確認

エ. 予備電池の確認

c. 漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー

ア. 個数の確認

イ. ボーリングバーは、単なる鉄の棒ではなく、市販品であること。

d. 一酸化炭素測定器

ア. 個数の確認

イ. 点検状況の確認

計器式の場合は、確認日から1年以内にメーカーの検査、点検を受けているか、又は(社)岐阜県エルピーガス協会の機能診断を受け、診断済みシールが貼付されていること。

なお、1年以内に新品を購入した場合であっても、製造年月から1年以上経過しているものは、検査、点検を受けている必要があります。

ウ. 有効期限の確認

吸引式の場合は、有効期限内で最小目盛単位が0.005% (50ppm)以下の検知管を保有していること。

エ. 予備電池の確認

- ⑪ 緊急工具類とは、モンキーレンチ(30cm以上)、パイプレンチ(30cm以上)、ドライバー(+、-)及び懐中電灯をいいます。
- ⑫ 保安業務資格者が複数の資格を有する場合は、何れか1つの資格(保安業務に従事する資格者の資格及び数に記載したもの)について免状等の写しを提出してください。但し、事業所ごとに、少なくとも1人以上は、第二種販売主任者免状又は液化石油ガス設備士免状を有する者である必要があります。
- ⑬ 県内又は市町村内にのみ事業所を設置していても、他県又は他市町村に設置された販売店の保安業務を行う場合は、振興局又は当該市町村以外から認定を受けることになります。
- ⑭ 提出書類のうち、②～④及び⑫～⑬は事業所ごとに作成してください。

2. 認定の更新(第32条第2項)

提出書類

- 保安機関認定更新申請書 ----- 様式 35

※ その他の提出書類は、保安機関の認定の場合と同じです。

留意事項

- ① 認定を受けた保安業務区分は、認定年月日から5年以内に更新しなければなりません。申請書は、認定の満了する30日前(受付は2ヶ月前から)までに提出してください。
- ② 認定更新は、認定期限直前の内容について更新するものですので、認定更新時に併せて認定内容を変更することはできません。
- ③ その他、保安機関の認定を参照してください。

3. 一般消費者等の数の増加の認可（法第33条第1項）

提出書類

- | | | |
|---------------------------------------|-------|-------|
| ① 一般消費者等の数の増加認可申請書 | ----- | 様式 36 |
| ② 保安業務計画書 | ----- | 様式 20 |
| ③ 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面 | | |
| ④ 損害賠償能力を証する書面 | | |
| a. 全国エルピーガス保安共済事業団による付保証明 | | |
| ・液化石油ガスの販売事業者の場合 | ----- | 様式 21 |
| ・それ以外の業者の場合 | ----- | 様式 22 |
| b. a 以外の場合 | ----- | 様式 23 |
| ⑤ 保安業務委託販売所 | ----- | 様式 28 |
| ⑥ 保安業務に従事する資格者の資格及び | ----- | 様式 29 |
| ⑦ 必要保安業務資格者算定表（1） | ----- | 様式 30 |
| ⑧ 必要保安業務資格者算定表（2） | ----- | 様式 31 |
| ⑨ 保安業務用機器保有数算定表（1） | ----- | 様式 32 |
| ⑩ 保安業務用機器保有数算定表（2） | ----- | 様式 33 |
| ⑪ 保安業務用機器保有数算定表（3） | ----- | 様式 34 |
| ⑫ 保安業務資格者の免状等の写し | | |
| ⑬ 手数料 | | |

留意事項

事業所ごと、保安業務区分ごとに認定を受けた一般消費者等の数を超えて保安業務を行う場合、又は、事業所を増加する場合には、増加の認可が必要になります。

- ① 保安業務計画書は、一般消費者等の数に変更のない事業所についても提出してください。又、変更となる事項について、新旧を対比した書面を添付してください。
- ② 緊急時対応を行う場合には、事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面を提出してください。
- ③ 提出書類⑤から⑫は、一般消費者等の数を増やそうとする事業所についてのみ提出が必要です。
- ④ 新設した事業所において保安業務を実施する場合、既に認定を受けている業務区分については、数の増加の認可を受ける必要があります。又、この場合保安機関変更届書（様式41）及び保安業務規程の変更認可書（様式38）も必要となります。

4. 一般消費者等の数の減少の届出（法第33条第2項）

提出書類

- ① 一般消費者等の数の減少届書 ----- 様式 37
- ② 保安業務計画書 ----- 様式 20

留意事項

事業所ごと、保安業務区分ごとに認定を受けた一般消費者等の数を減少させる場合、又は、事業所を減少させる場合には、減少の届出が必要になります。

- ① 保安業務計画書は、一般消費者等の減少に係る事業所について提出してください。又、変更となる事項について、新旧を対比した書面を併せて提出してください。
- ② 保安機関変更届書（様式41）及び保安業務規程の変更認可書（様式38）も必要となります。

5. 保安業務規程の認可（法第35条第1項）

提出書類

- ① 保安業務規程認可申請書 ----- 様式 38
- ② 保安業務規程

留意事項

保安機関は、保安業務に関する規程を定め、その認定を受けた行政庁の認可を受けなければなりません。

- ① 保安業務規程は、事業所ごとに作成してください。
- ② 複数の事業所があり、保安業務の実施の方法等が全く同一の場合（保安業務計画書を除く。）は、提出する保安業務規程本文は1部で構いません。

6. 保安業務規程の変更認可（法第35条第1項）

提出書類

- ① 保安業務規程変更認可申請書 ----- 様式 39
- ② 保安業務規程

留意事項

保安機関は、行政庁の認可を受けた保安業務に関する規程を変更するときは、変更認可を受けなければなりません。

- ① 変更の内容は、変更前後で対比して記載してください。
- ② 保安業務規程の変更が必要な場合としては、以下の様なケースが考えられます。何れも事前の申請が必要となります。
 - (例1) 保安業務規程の内容を変更しようとする場合
 - (例2) 新たな保安業務区分の認定を受けようとする場合
 - (例3) 保安業務区分の認定を取り消しようとする場合
 - (例4) 保安業務区分の一般消費者等の数の増加及び事業所の増加をしようとする場合
 - (例5) 保安業務区分の一般消費者等の数の減少及び事業所の減少をしようとする場合
 - (例6) 保安業務資格者（調査員含む）の数を変更しようとする場合
 - (例7) 保安業務用機器の数を変更しようとする場合
 - (例8) 年間実働日数及び平均月間実働日数を変更しようとする場合
 - (例9) 事業所の名称を変更しようとする場合
 - (例10) 事業所の所在地を変更しようとする場合

7. 認定行政庁の変更の届出（法第35条の4）

提出書類

- 認定行政庁変更届書 ----- 様式 40

留意事項

保安業務を実施する販売事業者の販売所の所在地が行政単位を超える場合は、販売所の所在地に相応する行政庁の認定を新たに受ける（d. の場合を除く。）とともに、従前の認定をした行政庁に認定行政庁変更届を提出しなければなりません。

認定行政庁変更届が必要なのは次の場合です。（承継の場合を除く。）

- a. 保安機関が、岐阜県内の販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を廃止し、他県又は権限委譲された市町村に設置される販売所の事業として販売される一般消費者等についての保安業務を行うとき。
- b. 保安機関が、認定した市町村内の販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を廃止し、他市町村に設置される販売所の事業として販売される一般消費者等についての保安業務を行うとき。
- c. 保安機関が、岐阜県内の販売所に加え、他県の区域内の販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を行うこととなったとき。

d. 保安機関が、認定した市町村内の販売所に加え、他市町村（県内に限る。）の区域内の販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を行うこととなったとき。

但し、この場合は、新たに行政庁の認定を受ける必要はなく、保安機関変更届(様式41)を新認定行政庁に提出してください。

<例>

保安機関現行 認定行政庁	委託する販売所の所在地		新認定行政庁	変更届提出先
	現行所在地	変更後所在地		
岐阜県	岐阜県	愛知県	愛知県	岐阜県
A市	A市	B市	B市	A市
岐阜県	岐阜県	岐阜県 愛知県	中部近畿産業 保安監督部	岐阜県
岐阜県	岐阜県	岐阜県 長野県	経済産業省	岐阜県
A市	A市	A市 B市	岐阜県 (振興局)	A市

8. 変更の届出（法第35条の4）

提出書類

- ① 保安機関変更届書 ----- 様式 41
- ② 変更内容を証する書面
- ③ 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

留意事項

保安機関は、法第29条第2項第1号及び第3号に変更があった場合は、認定を受けた行政庁に届け出なければなりません。

- ① 変更とは、次の事項の変更をいいます。
 - a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者
 - b. 保安業務を行う事業所の名称及び所在地
 - c. 保安業務を行う販売所の変更に伴い、認定行政庁が変更となる場合（県内に限る。）
- ② 変更事項を証する書面とは、登記簿抄本、住居表示変更通知書等をいい、写しでも構いません。
- ③ 保安業務資格者若しくは調査員を変更した場合、届出は不要ですが、事業所に資格者の一覧表等を作成しておいてください。
- ④ 緊急時対応を行う事業所の所在地を変更した場合は、事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面を提出してください。
- ⑤ 事業所の移転は、通達（法律関係）第33条関係に該当せず、変更届の対象となります。
- ⑥ 「b. 保安業務を行う事業所の名称及び所在地」を変更した場合、賠償責任保険の変更も必要となる場合があります。

9. 承継の届出（法第35条の4）

提出書類

- ① 保安機関承継届書（甲） ----- 様式 4 2
- ② 保安機関承継届書（乙） ----- 様式 4 3
- ③ 保安機関事業譲渡証明書（事業の全部譲渡の場合） ----- 様式 4 4
- ④ 保安機関相続同意証明書（相続人が2人以上の場合） ----- 様式 4 5
- ⑤ 保安機関相続証明書（相続人が1人の場合） ----- 様式 4 6
- ⑥ 保安機関事業承継証明書（分割による事業の全部承継の場合） ----- 様式 4 6 の 2
- ⑦ 譲渡を証する書面（事業の全部譲渡の場合）
- ⑧ 戸籍謄本（個人の場合）
- ⑨ 登記簿の謄本（法人の場合）
- ⑩ 役員又は規則第33条に定める構成員の構成を説明した書面
- ⑪ 欠格事由非該当誓約書
 - a. 個人の場合 ----- 様式 2 5
 - b. 法人の場合 ----- 様式 2 6
- ⑫ 役員及び構成員の構成を説明した書面（法人の場合） ----- 様式 2 7

留意事項

被承継者の保安機関に係る事業の全てについて譲り受ける場合、又は、相続により事業を承継する場合に行います。

- ① 承継は事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含みません。
- ② 承継に伴って事業所の名称変更があった場合は、届書にその旨を付記してください。
- ③ 承継届書は、承継事業者と被承継事業者の所管行政庁が同一で所管行政庁に変更がない場合は、様式42（甲）のみを当該行政庁へ届け出ます。所管行政庁が異なり、所管行政庁が変更となる場合は、被承継事業者の所管行政庁に様式43（乙）を承継後の販売所の分布に基づく新所管行政庁へ様式42（甲）を届け出ることになります。

<例>

承継事業者の所管	被承継事業者の所管	承継後の所管	届書(甲)	届書(乙)
A市	A市	A市	○	
A市	B市	岐阜県(振興局)	○	○
A市	C振興局	C振興局	○	○
C振興局	D振興局	C振興局	○	
経済産業省	岐阜県(振興局)	経済産業省	○	○

- ④ 譲渡を証する書面とは、譲渡契約書、売買契約書等をいいます。
- ⑤ 保安機関が、合併又は譲り受けにより保安機関の地位を承継する場合は、承継届書の提出先は、承継者である保安機関の認定を行った振興局又は市町村となります。

- ⑥ 承継により主となる事業所が変更となった場合であっても、承継届書の提出先は認定を行った振興局又は市町村となります。
- ⑦ 承継者が保安機関でない場合は、認定番号も承継します。

10. 廃止の届出（法第35条の4）

提出書類

- 保安業務廃止届書 ----- 様式 47

留意事項

保安業務を廃止しようとする保安機関は、認定を受けた行政庁に廃止を届け出なければなりません。

- ① 業務の廃止は、全事業所における業務を廃止した場合であり、複数ある事業所のうち一部の事業所を廃止する場合は、一般消費者等の数の減少の届書（様式37）及び保安機関変更届書（様式41）により届け出ることになります。
- ② 複数ある事業所のうち一部の事業所を廃止する場合は、保安業務規程の変更認可書（様式38）の提出も必要となります。

11. 状況報告（規則第132条）

提出書類

- 保安業務実施状況報告 ----- 様式 48

留意事項

- ① 提出は、毎事業年度終了後3ヶ月以内です。
- ② 報告書の記載は、次のとおりとしてください。（様式48 記載方法）
 - a. 「一般消費者等の数」は、保安業務の対象となる一般消費者等の数を記載する。
 - b. 「保安業務を実施した一般消費者等の数」は、実消費者数とする。
 - 例 1の消費者に年間6回の容器交換時等供給設備点検をした場合は1とする。
- ③ 「保安業務を実施した一般消費者等の数」が認定を受けた「一般消費者等の数」を超えないようにしてください。万一、超えそうな場合は、一般消費者等の増加認可を受けてください。